平成２４年（再イ）第２３号
北海道旭川市神楽４条12丁目５番14号
再生債務者　笹村　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第４７号
北海道中川郡幕別町札内青葉町20番地の８
再生債務者　小松田吉隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２４年（再イ）第１１６号
埼玉県ふじみ野市松山２丁目１番地13　ヴィラマスミ203
再生債務者　石川　輝和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４０号
三重県亀山市みずきが丘13番地４
再生債務者　麻生　俊哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　　津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第９３号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目22番22号
再生債務者　高田　憲二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第５０号
岡山市中区関411番地コスモハイツ関611号
再生債務者　河端　一秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２３号
山口県周南市大字上村1489番地
再生債務者　戸倉小夜子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（再イ）第２７号
山口県宇部市岬町３丁目11番24号
再生債務者　岩井　理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（再イ）第９４号
北九州市小倉北区青葉２丁目７番19号　青葉マンション305号
再生債務者　古本美樹夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第297号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成25年４月５日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成25年２月７日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0298	旭テクノプラント株式会社 岡山県倉敷市新田2403番地の１	旭テクノプラント株式会社　校正センター 岡山県倉敷市新田2403番地の１	電気（直流・低周波）	直流・低周波測定器等
0300	八洲貿易株式会社 東京都港区赤坂三丁目９番１号	八洲貿易株式会社　岡山キャリブレーションセンター 岡山県倉敷市東塚六丁目７番31号	温度	接触式温度計
0031	株式会社ミツトヨ 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目20番１号	株式会社ミツトヨ　テクノサービス事業本部　宇都宮計量標準キャリブレーションセンタ 栃木県宇都宮市下栗町2200番地１	長さ	形状測定器
0299	菱彩テクニカ株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町八丁目１番１号	菱彩テクニカ株式会社　計量計測センター 兵庫県尼崎市塚口本町八丁目１番１号	長さ	一次元寸法測定器

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正

機構公告第１号

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告」（平成15年10月機構公告第１号）の一部を次のように改正します。

平成25年４月５日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長　石川　裕己

「平成16年12月１日政令第379号」を「平成16年政令第379号」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道助成部長」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道助成部長」に改め、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業用地部長」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の支社長」に改め、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の支所長」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部札幌工事事務所長」及び「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業用地部長」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国鉄清算事業東日本支社長及び国鉄清算事業西日本支社長」に改め、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国鉄清算事業西日本支社長」を削る。